

横手市議会 令和2年 第7回 12月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
報告第27号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	作業用車両運転中の自損事故の損害賠償 (賠償額 193,974円)
報告第28号	放棄した債権の報告について	横手市債権の管理等に関する条例の規定に基づき、決定した債権放棄の報告
同意第5号	教育長の任命について	令和2年12月2日で任期満了となる教育長の任命
同意第6号	公平委員会委員の選任について	令和2年12月21日で任期満了となる公平委員会委員の選任
議案第93号	横手市中小企業経営安定基金条例 (公布日施行)	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け経営が悪化している中小企業を支援するための基金条例の制定</p> <hr/> <p>内容</p> <p>以下の事業において、基金の処分を行う。 ①秋田県中小企業融資制度経営安定資金における危機対策枠又は危機対策特別枠の融資を受けた市内中小企業者に対する利子補給事業 ②秋田県中小企業融資制度経営安定資金における新型コロナウイルス感染症対策枠の融資を受けた市内中小企業者に対して無保証料とする保証料補給事業</p>
議案第94号	横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (第1条:公布日施行) (第2条:令和3年4月1日施行)	<p>横手市議会議員の期末手当の支給割合を改定するための現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <p>期末手当の支給割合の改定 ①令和2年12月期 「1.625ヶ月⇒1.575ヶ月」 ②令和3年度以降 「1.575ヶ月⇒1.6ヶ月」</p>
議案第95号	横手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (第1条、第3条:公布日施行) (第2条、第4条:令和3年4月1日施行)	<p>市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するための現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <p>期末手当の支給割合の改定 ①令和2年12月期 「1.625ヶ月⇒1.575ヶ月」 ②令和3年度以降 「1.575ヶ月⇒1.6ヶ月」</p>

区分	議案等の名称	概要説明
議案第96号	横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (第1条:公布日施行) (第2条:令和3年4月1日施行)	<p>秋田県人事委員会の勧告に準拠し、職員の期末手当の支給割合を改定するための現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容 期末手当の支給割合の改定</p> <p>①職員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月期 「1.25ヶ月⇒1.20ヶ月」 ・令和3年度以降 「1.20ヶ月⇒1.225ヶ月」 <p>②再任用職員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月期 「0.7ヶ月⇒0.65ヶ月」 ・令和3年度以降 「0.65ヶ月⇒0.675ヶ月」
議案第97号	横手市債権の管理等に関する条例等の一部を改正する条例 (R3.1.1施行)	<p>地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容 延滞金の割合の特例を規定している以下の条例について、当該条例中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、及びその定義について改正するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横手市債権の管理等に関する条例 ・横手市後期高齢者医療に関する条例 ・横手市介護保険条例 ・横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例 ・横手市集落排水事業受益者分担に関する条例 ・横手市病院事業看護師等奨学金貸付条例
議案第98号	横手市立保育所設置条例の一部を改正する条例 (R3.4.1施行)	<p>横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画に基づき、民営化する川西保育所及び十文字保育所の廃止に伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容 第3条の表中、川西保育所及び十文字保育所の規定を削除するもの</p>
議案第99号	横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第40号)が施行されたことに伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <p>①第6条の改正 家庭的保育事業者等の地域型保育事業所卒園後の受け入れ先としての連携施設の確保について、様々な対応策の活用により引き続き養育・保育の提供を受けることができる場合は、連携施設の確保を不要とする。</p> <p>②第37条の改正 保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対し、居宅訪問型保育の実施を可能とする。</p>

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第100号	横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (R3.1.1)	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <hr/> <p>内容</p> <p>①第25条の改正(保険税軽減判定所得基準の見直し) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯は、給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加え、軽減判定基準の見直しを行う。</p> <p>②附則第10項の改正 軽減判定所得基準の見直しに伴う公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の改正</p>	
議案第101号	横手市立県南愛児園設置条例を廃止する条例 (R3.4.1)	<p>民営化する県南愛児園の廃止に伴う現行条例の廃止</p> <hr/> <p>内容</p> <p>横手市立県南愛児園設置条例を廃止するもの</p>	
議案第102号	横手市実験農場設置条例を廃止する条例 (R3.1.1)	<p>横手市実験農場が横手市園芸振興拠点センターへ機能移転したことに伴う現行条例の廃止</p> <hr/> <p>内容</p> <p>横手市実験農場設置条例を廃止するもの</p>	
議案第103号	横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例を廃止する条例 (公布日施行)	<p>横手市若者定住促進住宅貸付譲渡事業の終了に伴う現行条例の廃止</p> <hr/> <p>内容</p> <p>条例に基づいて建築された全15棟が無償譲渡され事業が終了したため、横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例を廃止するもの</p>	
議案第104号	財産の無償譲渡について	<p>名称</p> <p>所在地</p> <p>延床面積</p> <p>相手方</p>	<p>横手市立川西保育所</p> <p>横手市大森町袴形字南越前林1番地</p> <p>598.41平方メートル</p> <p>横手市大森町字大森293番地1 社会福祉法人大森保育園 理事長 備前 佳代子</p>

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第105号	財産の無償譲渡について	名称	横手市立十文字保育所
		所在地	横手市十文字町梨木字羽場下10番地113
		延床面積	1,748.01平方メートル
		相手方	横手市上境字館133番地5 社会福祉法人相和会 理事長 萱森 眞雄
議案第106号	財産の無償譲渡について	名称	横手市立県南愛児園「ドリームハウス」
		所在地	横手市横山町1番1号
		延床面積	918.78平方メートル
		相手方	横手市横山町1番1号 社会福祉法人ファミリーケアサービス 理事長 阿部 脩二
議案第107号	財産の無償貸付け及び減額貸付けについて	建物	旧金沢中学校 2,463.85㎡
		土地	横手市金沢中野字根小屋84番地 7,227.56㎡
		相手方	横手市大雄字焼野2番地1 株式会社秋田ヘルシー食産 代表取締役 佐々木 穰
		貸付料の額	建物:無償 土地:横手市普通財産貸付料算定基準によって算出した額の2分の1の額
		貸付けの期間	令和3年3月1日から令和6年2月29日まで
議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市障害者支援施設大和更生園 横手市障害者支援施設ユー・ホップハウス 横手市障害者グループホーム「やがしわ」 横手市障害者グループホーム「かみたむら」
		指定管理者	社会福祉法人アヴェクトワ
		指定期間	3年 R3.4.1～R6.3.31

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手体育館 横手武道館
		指定管理者	一般財団法人横手市体育協会
		指定期間	3年 R3.4.1～R6.3.31
議案第110号	秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について	能代市山本郡養護老人ホーム組合が令和3年4月1日から名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるため、構成自治体の議決を求めるもの。	
		内容	規約中「能代市山本郡養護老人ホーム組合」を「三種・八峰養護老人ホーム組合」に改める。